

さとうきびの制度改革及び増産プロジェクト

「さとうきび生産者への新たな支援方策について」

1 はじめに

さとうきび生産者への新たな支援方策について新たな食料・農業・農村基本計画の見直しに伴い、さとうきびの「経営安定対策」の考え方が平成十七年十二月七日に決定されました。さとうきび生産者への支援方策につきましては、平成十九年度から、分みつ糖向けさとうきびの最低生産者価格制度が廃止され、新たな経営安定対策が実施されます。その概要は次のようになります。

3 対象者

あり、その生産が関連産業とともに地域の経済社会において重要な位置を占めていることを踏まえ、品質の良いものを安定的に生産する体制の確立を図る必要があります。このため、地域において安定的な生産を担う者に対し、平成十九年度から諸外国との生産条件の格差を是正するための対策を実施します。

- 特定農業団体とは、法人格を持たない任意組織としての集落営農組織のうち、経営主体として実態を有する団体です。担い手不足が見込まれる地域などにおいて、経営基盤強化促進法上の農地の利用集積（農作業の受託）を行う担い手として位置付けられています。
- (2) 1ヘクタール以上の収穫作業面積を有するさとうきび生産者（個人）
- 収穫作業面積には、収穫作業を受託した面積も含まれます【(3)において同じ】。
- (3) 4・5ヘクタール以上の収穫作業面積を有するさとうきび生産組織（出荷名義を有するもの）
- 組織は、特定されたオペレーターにより基幹作業が実施されているものです【(4)と(5)において同じ】。

- (4) 4・5ヘクタール以上の収穫作業を行っている共同利用組織に参加しているさとうきび生産者
- (5) (1)～(4)に該当する生産者組織又は4・5ヘクタール以上の収穫作業を行っている受託組織・サービス事業体に、さとうきびの基幹作業（耕起・整地、株出管理、植付け又は収穫作業のいずれか1作業）を委託しているさとうきび生産者
- (6) 上記に加え、地域の生産者等の組織での、中期的な生産見通し及び取組計画の作成と、国が定める環境規範の遵守が要件となっています

★受託組織等がない地域の特例

受託組織等がない地域においては、特例として三年間（十九年度から二十一年度）に限り、地域のさとうきび生産農家の半数以上が参加して、担い手の育成を行うことを目的とする組織に参加しているさとうきび生産者も支援の対象となります。

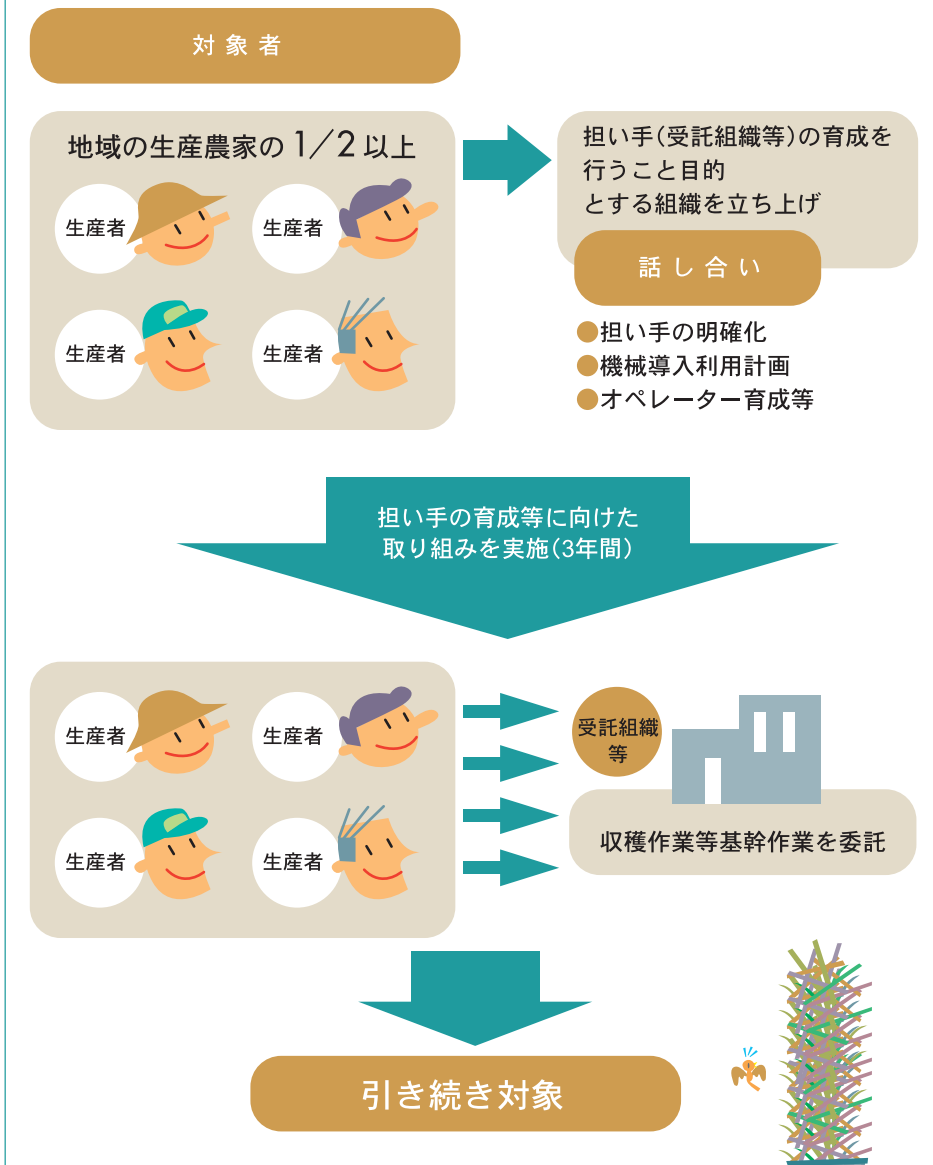
2 趣旨

さとうきびは、台風、干ばつの常襲地帯で生産され、代替作物に乏しい自然条件下にある基幹作物で

○ 認定農業者とは、自らの農業経営を効率的で安定的なものにしていくと経営改善計画（五年後の目標）を作成し、市町村に認定

- (1) さとうきび生産を行っている認定農業者（個人、法人）、特定農業団体など
- 認定農業者とは、自らの農業経営を効率的で安定的なものにしていくと経営改善計画（五年後の目標）を作成し、市町村に認定

★受託組織等がない地域の特例（対象者：3年間に限り）



4 支援水準

支援水準としましては、標準的な生産コストとさとうきび原料の分蜜糖工場への販売価格との差額に着目して、生産量・品質（糖度）に基づいて支払うこととなります。

支援水準の算定方法



支援水準の試算値

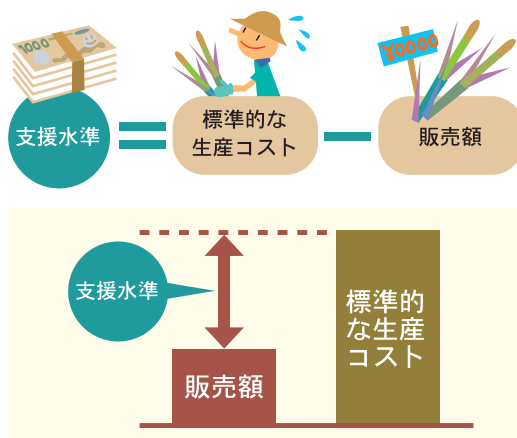
直近の要素に基づく現時点での計算値

	さとうきび
平均単収 (kg/10a)	6,178
生産コスト (円/ト)	20,473
販売額 (円/ト)	3,983
支援水準 (円/ト)	16,490
現行水準 (円/ト)	16,130

注1：現行水準は、18年度最低生産者価格から販売額を差し引いた金額。

注2：これらの単価は現時点での生産費等に基づく試算値であり、施策導入時の単価は、来年度に直近の生産費及び販売額等に基づき算定した上で、改めて決定するため、この試算値とは異なります。

支援水準の算定方法



さとうきび増産プロジェクト基本方針の概要

さとうきび 生産の現状

- 沖縄県及び鹿児島県南西諸島において栽培農家戸数割合で約7割、畑作における栽培面積割合で6割を占める基幹作物。
- 近年、生産量は横ばい若しくは低下傾向で推移し、単収も低迷。特に16年産の生産量は119万tと前年に比べ15%の減少、単収も51t /haと史上最低の水準まで落ち込み。
- 一部地域においては製糖工場の操業率が5割を下回るなど、厳しい状況。

主な課題

- 生産組織の育成は進展しているものの収穫作業が中心で早期の株出管理・春植作業が困難。
- 気象被害・害虫被害が依然として大きい。
- ハーベスタ収穫・無脱葉収穫の進展に伴い地力の低下が指摘。
- 基本技術の励行が不十分

主要課題における取組の方向

プロジェクト目標

生産条件の整備等を行うことにより、平成27年産までに収穫面積に占める株出栽培の割合を1割程度増加させるとともに、株出栽培の単収を2割程度向上させる。

経営基盤の強化

- ハーベスタ等高性能作業機を核とした効率的な機械化作業体系に相応しい農地の利用集積、作業受委託の促進
- 収穫作業と株出管理作業の連携した実施が可能な生産組織等の育成
- 農家個々の被害の実態に応じた共済掛金率の設定等、共済加入促進方策の検討

生産基盤の強化

- 農地防風林の設置幅について潮風害等の影響を勘案した弾力的運用、海岸付近における保安林の改良、水源・末端かんがい施設整備等の促進
- ハーベスタ導入に併せた株出管理機導入の推奨、ハーベスタ稼働率向上のための早期高糖品種の普及(年内収穫の推進)、小型ハーベスタへの転換の推進
- 畜産との連携、余剰バガスの還元、緑肥作物の栽培等による地力の増進

技術対策

- 土壌害虫(ハリガネムシ、アオドウガネ幼虫等)に対する効果的防除体系の確立
- 地域に適応した風折抵抗性・干ばつ抵抗性品種への転換、夏植型秋収穫栽培を可能とする品種の育成及び現地における実証の推進
- ほ場ごとの生産環境条件・作業体系等を勘案した適合性の高い品種の選定、品種に合ったきめ細かな技術指導の推進、無病苗の供給体制の確保

産地における取組(国の考え方)

〇〇県さとうきび増産プロジェクト会議、
〇〇島さとうきび増産プロジェクト会議
の設置

- 関係者が一体となって、作型別作付面積、10a当たり収量、生産量について5年後10年後の目標を設定
- 以下の具体的取組方策の決定
さとうきび生産体制／担い手対策／地力増進対策／病虫害対策等
- 毎年度、実施結果を検証

- 技術共励会による高生産技術の発掘
- 指導機関の連携、情報収集体制の強化

沖縄総合事務局は、関係機関と連携し、経営基盤の強化、生産基盤の強化、技術対策を推進。特に担い手対策の一環として集落営農による生産組織の育成を推進

農林水産部

さとうきびの制度改革及び増産プロジェクト

さとうきび増産プロジェクト
基本方針のとりまとめについて

特集
2

1 趣旨

さとうきびは沖縄県及び鹿児島県南西諸島における基幹作物であり、国産糖製造業とともに地域農業及び地域経済の振興を図る上で重要な役割を担っています。

しかしながら、近年、さとうきびの収穫面積は減少傾向にあり、生産量は横ばい若しくは低下傾向で推移し、この結果、一部地域においては製糖工場の操業率が著しく低下するなど、さとうきびをめぐる情勢は厳しい状況となっています。このような状況に対処し、関係者が連携してさとうきびの増産に取り組むため、昨年十月「さとうきび増産プロジェクト会議」(主査：宮腰農林水産副大臣)が設置され、産地の意見も踏まえつつ、増産に

2 さとうきび 増産プロジェクト 基本方針の概要

さとうきび増産への取組として以下の事項を内容とする基本方針を策定し、基本方針に基づき、島ごとに生産目標及び必要な取組の計画を設定するとともに、毎年その成果の検証が行われます。

向けた取組方向等について検討が行なわれ、「さとうきび増産プロジェクト基本方針」が取りまとめられました。

3 とりまとめまでの経緯

- 平成十七年十月十七日
さとうきび増産プロジェクト会議の立ち上げ
- 十一月二十四日・二十五日
現地意見交換会等
沖縄県(宜野座村、東風平町)
十二月二十六日
基本方針取りまとめ

4 さとうきび 増産プロジェクト日程

- 平成十八年一月
沖縄県内における現地説明会
- 二月
さとうきびの経営安定対策に関する調査
- 三月まで
島ごとに増産計画を策定



Good Harvest!